九　講習科目の講習において、当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（以下「教材等」という。）を使用するものであること。

十　認定講習課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該認定講習課程の修了証明書を発行するものであること。

十一　第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師の担当する講習科目別講習時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第三十五条　認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に、使用する教材等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教材等が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教材等と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教材等の提出を省略することができる。

一　認定講習課程の種別

二　氏名又は名称及び住所

三　実施しようとする理由

四　管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五　設備の状況

六　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ　実施の期間及び場所

ロ　講習科目及び講習科目別講習時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ　講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間

ニ　講習人員

ホ　使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ヘ　試験問題の作成方針及び管理方法

ト　修了証明書の発行の条件

チ　修了試験の方法

七　施設費及び運営費並びにその支弁方法

八　受講料の額

九　実施する者が行う業務

十　実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ　法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ　第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であったこと。

十一　その他参考となる事項

第三十六条第一項中「当該申請」の下に「に係る認定講習課程」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三十四条第五号に該当する際に、情状を酌量することが適当と認められる場合は、総務大臣は、同号の規定にかかわらず、認定することができる。

第三十六条に次の一項を加える。

3　前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

第三十八条第一項中「講師（その担当別を含む。）又は使用する教材等」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　管理責任者

二　設備の状況

三　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ　実施の期間

ロ　講習科目及び講習科目別講習時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ　講師（その担当別を含み、次項第二号ロに掲げるものを除く。）

ニ　使用する教材等（変更後使用する教材等が既に総務大臣が認めた教材等であるときを除く。）

ホ　試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ　修了試験の方法

四　施設費及び運営費並びにその支弁方法

五　受講料の額

六　実施する者が行う業務

七　実施する者、代表者、管理責任者又は講師が第三十五条第十号イからハまでのいずれかに該当することの有無

第三十八条第二項中「第三十五条各号に」を「次に」に改め、「（前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。）」を削り、同項に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所

二　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ　認定講習課程の実施場所

ロ　講師の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の者の場合に限る。）

ハ　講習人員

ニ　使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ホ　修了証明書の発行の条件

三　その他参考となる事項

第三十九条第二項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「修了者の氏名及び各修了者別の修了試験の成績」を「修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　修了者別の修了試験の成績

第三十九条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　講習科目別講習時間

四　講師の氏名及び担当科目別講習時間

第四十条第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

別表第二十四号を次のように改める。

別表第二十四号（第七十一条関係）

講習の区分	科目	時間数
海上主任講習	無線設備の操作の監督（注）	六時間以上
	最新の無線工学	
航空主任講習	無線設備の操作の監督（注）	六時間以上
	最新の無線工学	
陸上主任講習	無線設備の操作の監督（注）	六時間以上
	最新の無線工学	